

年 度	平成28年度	文書番号	教高 第2120号
受 領 日		起 案	高等学校課
起 案 日	平成 28年 7月 7日		高等学校/生徒指導グループ
決 裁 日	平成 28年 7月 12日		主 査 中田 博之
施 行 日	平成 28年 7月 12日		(電話番号:)
処理期限	平成 年 月 日	公 印	公印不要
分類記号	S-00-00	校 合	
簿冊番号	102-1	保存期間	長期(35年)
簿冊名	訴訟関係		
公開用簿冊件名	訴訟関係		
保存満了日	令和 34年 3月 31日		
文書題名	平成28年(ワ)第3126号 損害賠償請求事件の準備書面の提出について		
公開用文書題名	平成28年(ワ)第3126号 損害賠償請求事件の準備書面の提出について		
決 裁 関 与 者	奥野 憲一 [教委総務/広報・議事グループ] [課長補佐]		
	平芳 幸子 [教委総務/広報・議事グループ] [主査]		
	高取 秀夫 [教委総務/広報・議事グループ] [主査]		
	松田 正也 [高等学校課] [課長]		
	藤井 光正 [高等学校課] [参事]		
	木下 隆 [高等学校/生徒指導グループ] [課長補佐]		
	三宅 恭子 [高等学校/生徒指導グループ] [主査]		
関 係 者			

標記事件に係る準備書面を、次案により大阪地方裁判所及び原告あて提出してよろしいか。

伺い文

添付文書名

種別

(清書) 2807121000大阪府 V S ■■■■■ 準備1 府本当の最終.doc

電子

添付文書情報

施行先

施行方法

その他

備考

平成28年(ワ)第3126号 損害賠償請求事件

原告 外1名

被告 大阪府

被告準備書面(1)

平成28年7月12日

大阪地方裁判所

第25民事部 合議2係 御中

被告訴訟代理人

弁護士 儀 正 市



同 井 川 一 裕



被告指定代理人

大阪府職員 中 田 博 之



同 三 宅 恭 子



同 高 取 秀 夫



同 平 芳 幸 子



1. 本件に関する経過について

- (1) ■■■■■君は、平成27年4月1日、大阪府立東住吉総合高校（以下「本件高校」という）に入学し、1年2組に所属した。入学から事故当日まで、■■■■■君には特に配慮を要するようなどころは見受けられず、授業態度も真面目で他の生徒とトラブルを起こすようなことはなく、平穩に学生生活を送っていた。
- (2) ■■■■■君が帰宅途中に死亡したのは、平成27年5月15日（金）であるが、同日の経過は次のとおりだった。なお、同日の■■■■■君等に対する事情聴取や指導等に関与した主な教員は、1年2組の担任兼年次副主任兼生徒指導担当の太田憲央教諭、副担任の芝田崇弘教諭、1学年の生徒指導担当の清水耕介教諭、1学年の生徒指導担当の三辻亮平教諭、1学年の学年主任の小野恵智子教諭、全学年の生徒指導を受け持つ生徒指導主事の古井成知教諭である。
- (3) 同日の2時間目（午前9時45分開始）、1年2組では基礎英語総復習の授業が行われており、それを担当する英語科の林智子講師は同クラス生徒全員に対しノートを書く指示をした。そして、多くの生徒は互いに相談しながら課題に取り組んでいた。林講師は生徒のノート点検を行うために机間指導を行っていた。そのとき私語をする生徒はいたものの、授業が成り立っていないなどという状況はなかった。

その中で、女子生徒Bは他の女子生徒と課題について教え合いをしていた。■■■■■君の前の座席の男子生徒Aは、席に座った状態で右方向に体を乗り出して右隣の女子生徒Bの手を握っていた。女子生徒Bは「勉強しているから待って」と言っており、男子生徒Aは女子生徒Bの手を握ったまま、黙って待っていた。男子生徒Aは、女子生徒Bが別の女子生徒と授業に関するやりとりを終えるのを静かに待っていたものであり、立ち上がったたり、女子生徒の足を触ったりなどといったことはしていなかった。女子生徒Bの方も、以前に男子生徒Aと交際していたこともあり同生徒とは仲は良く、同生徒が手を握ってくるのを嫌がっていなかった。

午前10時頃、突然、■■■■■君は、何も言わずに、後ろから男子生徒Aの頭部を右手で軽くたたいた。男子生徒Aはこれを無視していたが、■■■■■君は、さらに左手で同生徒の襟をつかんで左斜め後方に引っ張り、同生徒の席に正

しい姿勢になるように座らせようとした。男子生徒Aはこれも無視して、女子生徒Bと話を始めたが、■■■■君はさらに再度、同生徒の襟をつかんで左斜め後方に引っ張り、正しい姿勢になるように座らせようとし、男子生徒Aが■■■■君のほうに振り向いたときに、■■■■君は何も言わずに、右手の平で同生徒の左頬を強くビンタをした。■■■■君にビンタをされた男子生徒Aは、訳が分からず呆然としたが、■■■■君がニヤニヤ笑っているように見えたことから、思わず■■■■君の左頬を右手の平でビンタをし、教室の外で話をしようと、立ち上がって■■■■君の胸元を右手でつかんで引き寄せたところ、■■■■君が椅子から落ちるようにして、床に尻もちをついた。なお、男子生徒Aが■■■■君を押し倒した事実はない。女子生徒が悲鳴をあげ、教室内が騒然となった。

林講師は、■■■■君が床に尻もちをついた音で異変に気づき、二人を注意した。

隣の1年3組の教室で授業をしていた松井和也教諭は、1年2組の教室の方から女子生徒の悲鳴のような声が聞こえたことから、1年2組の教室を後方の扉から中をのぞいたところ、■■■■君と男子生徒Aとが組み合っているような状況に見えたので、1年2組の教室へ入り、二人の間に割って入って、林講師とともに制止した。

- (4) 松井教諭は、男子生徒Aを1年次職員室へ連れて行き、清水教諭（1学年の生徒指導担当）に引き継いだ。

また、松井教諭は、同職員室にいた芝田崇弘教諭（1年2組副担任）に事情を話して■■■■君から事情聴取をするよう依頼し、芝田教諭とともに1年2組の教室へ戻った。芝田教諭は■■■■君を連れ出し、松井教諭は、1年3組の授業に戻った。

- (5) 清水教諭は男子生徒Aを同窓会室へ連れて行き、午前10時10分頃から、男子生徒Aから事情聴取を行った。

ア 清水教諭が男子生徒Aに「何をしたのか」と聞くと、男子生徒Aは「自分は何もしていないのに、突然、■■■■君が、何も言わずに、後ろから頭部を軽くたたいてきた。無視していたら、■■■■君は、襟をつかんで左斜め後方に引っ張り、席に正しい姿勢になるように座らせようとした。これも無視して、女子生徒Bと話を始めたが、■■■■君はさらに再度、襟をつかんで

左斜め後方に引っ張り、正しい姿勢になるように座らせようとするので、振り向いたら突然頬をビンタされた。その後、■■■■君が笑っていたので、頭に来てビンタし返して胸倉をつかんだ。殴られた理由がわからず、■■■■君が笑っていたので余計に腹を立ててしまい、悪いこととはわかっていたが手を出してしまった。何か言ってくればまだ話ができただのに、我慢できなかった」と応えた。清水教諭は、■■■■君が突然理由なくそのようなビンタなどをするとは思えなかったことなどから、男子生徒Aに対し「嘘はついていないのか。嘘をついても後で問題が大きくなるだけだぞ」などと言ったが、男子生徒Aが「嘘は言っていない」というので、清水教諭は「■■■■君の方へ行って確認してからまた話をするが、仮にいきなり手を出されても殴り返すのはだめだ。入学時からのいい意味での緊張感がなくなり授業中に喧嘩が起きているので、もう一度入学時の気持ちを思い出ささい」と言って、同窓会室を出た。

イ 芝田教諭は1年次職員室から、当日の生徒指導室当番であった太田教諭に連絡をし、生徒の問題行動があったことを伝え事情聴取の応援を依頼した。男子生徒Aの事情聴取を一旦終えた清水教諭は■■■■君から話を聞くために小会議室へ向かい、途中で太田教諭と合流し、さらに廊下で芝田教諭と■■■■君と合流して、一緒に小会議室（少なくとも6～10人程度が会議をすることが可能な、窓のある会議室）に入り、■■■■君に対して事情聴取を行った。芝田教諭は事情聴取を清水教諭と太田教諭に任せ、職員室に戻った。清水教諭は、■■■■君が真面目な生徒であることや、男子生徒Aが何もしていないのに殴るわけもないだろうと思いながら、■■■■君に「男子生徒Aが、先に■■■■君が手を出してきたと言っている」と言い、詳しい説明を求めたところ、■■■■君は、「何も言わずに、後ろから男子生徒Aの頭部を右手で軽くたたいたが、無視されたので、左手で同生徒の襟をつかんで左斜め後方に引っ張り、同生徒の席に正しい姿勢になるように座らせようとし、しかし、同生徒はこれを無視して、女子生徒Bと話を始めたので、再度、同生徒の襟をつかんで左斜め後方に引っ張り、正しい姿勢になるように座らせようとし、その際、同生徒が■■■■君のほうに振り向いたので、何も言わずに、右手の平で同生徒の左頬を強くビンタをし、同生徒は呆然

としていたが、■■■■君が笑ったときに、清将君の左頬を右手の平でビンタをし、立ち上がって■■■■君の胸元を右手でつかんで引き寄せ、そのため、■■■■君が椅子からずり落ちるようにして、床に尻もちをついた」という趣旨のことを説明した。

以上のように、■■■■君も男子生徒Aに先に手を出したこと等を認め、■■■■君と男子生徒Aの供述が一致した。しかし、清水教諭が■■■■君に対し、先に■■■■君の方から男子生徒Aに対し手を出した理由を尋ねても、■■■■君は「じゃれあって延長でなりました」と言うだけで、その理由を応えようとしなかった。清水教諭は、男子生徒Aが■■■■君に対しちょっかいをかけたり嫌がらせ行為等をしたりしており、そのため■■■■君が男子生徒Aを殴るなどしたが、■■■■君はそのことを言い出し難い状況にあるのではないかと推測し、■■■■君に対し「男子生徒Aに対してどういう風に手を出したのか」と尋ねると、■■■■君は突然、「じゃあ失礼します」と言って手を振り上げ、清水教諭を殴ろうとした(あるいは殴ろうとする素振りをした)。清水教諭は驚いてとっさに顔をよけ、「何を考えてるのか、俺にしたらだめだろう、それは俺にやろうとしているのか」と言うと、■■■■君は「ぎりぎりですと止めたらいいと思ったので。すみません」などと言った。そのとき清水教諭は、■■■■君のボタンが上から3つほど外れていたのに気づき、とめるよう指示すると、■■■■君は「さっきつかまれてボタンがないです」と言った。清水教諭は■■■■君に対し、横を向かせてどれぐらいの強さでビンタしたか、実演させた。清水教諭は、■■■■君を席に座らせて事情を説明するように求めたが、■■■■君は「さっきまで男子生徒Aに話を聞いていたのですよね？それならお察しの通りです」と話したくない様子だったので、清水教諭は「事情は説明しないといけない。なぜなら、一つは、自分にも手を出した事情、言い分があるはずなのに、説明がないと自分だけが悪いことになる。相手が悪いかもしれないのに相手の言い分だけで自分から説明しないと相手の都合よく終わってしまうからだ。もう一つは、どういう理由にせよ手を出したなら悪いことなので、それについての反省は説明することが初めの一步になるからだ」と言った。■■■■君は「そうですね」と言い、清水教諭は■■■■君の様子が柔らかくなった印象を受けた。しかしな

お 君は「じゃれあっていて手を出した」というので、清水教諭が「普段からじゃれあうような関係なのか」と尋ねたが、君は「男子生徒Aとは、5月の校外学習のときに話をしたか、今日初めて話をしたかという状況である」と応え、男子生徒Aとの接触がほとんど全くなかった状況であることを述べたため、清水教諭は、おかしいと思い、太田教諭とともに再度男子生徒Aのいる同窓会室へ行った。

ウ 清水教諭と太田教諭は男子生徒Aに対して、君との関係性を尋ねたが、男子生徒Aも「今日殴られたあとに初めてしゃべった」と言っており、君と男子生徒Aの接触がこれまでに無かったことについても、男子生徒Aと君の供述が一致した。清水教諭が「先に君が殴ってきたというが、どうして殴られたと思うか」と尋ねたが、男子生徒Aは「分からない。むしろこっちが教えてほしい」などと言っていた。清水教諭が「男子生徒Aの方から何か仕掛けたということはないのか」と尋ねたが、男子生徒Aは「そういうことはない」と言い、「それは間違いない」と断言した。

エ 清水教諭と太田教諭は小会議室へ行き、君に対し男子生徒Aのふだんの印象を尋ねると、君は「男子生徒Aはにぎやかな奴だと思う」と応えた。

オ この後も、君は「じゃれあっていた延長で手を出した」と言い、男子生徒Aは「突然殴られた」と言い、両者の言い分が変わらないため、清水教諭と太田教諭は君および男子生徒Aがいる部屋を3、4回行ったり来たりした。

カ 清水教諭は、君が男子生徒Aを殴った理由を把握しようとしていたのであるが、その理由が全く分からず、行き詰ってしまったため、話題を変え、君に対し、中学のときにはどんな部活動をやっていたのか、出身中学はどこか、などと尋ねた。君は、大阪市立真住（ますみ）中学校の出身であるなどと応えた。清水教諭は本件高校の平成27年度入学生の出身中学を学校訪問して情報収集を行う担当だったことから、君が真住中学校の出身であると応えたときに、真住中学校の教員が、強すぎる正義感を持っているためいわゆる不良グループの生徒とトラブルを起こし

た生徒がいるという話をしていたことを思い出した。(なお、真住中学校の教員は、その生徒は、中学校で指導を行ったので、もうトラブルを起こすことはないだろうとも述べていた。)

キ 清水教諭は、太田教諭と一緒に廊下へ出て、上記の真住中学校の教員が述べていた話をし、その強すぎる正義感を持つ生徒というのが■■■■君のことではないかということや、男子生徒Aはふだん授業中に私語をして騒がしいところがあり(ただし、男子生徒Aは騒がしいところはあるが、教員から注意されれば私語などはやめるし、また明るく面白い面があるので、クラスの生徒から人気もあったものである)、■■■■君は男子生徒Aのそのような態度を嫌悪して殴ったのではないだろうかということ話を話した。

ク そこで、清水教諭と太田教諭は同窓会室へ行き、男子生徒Aに授業中の行動を確認したところ、男子生徒Aは、他の女子生徒と課題について教え合いをしていた右隣の女子生徒Bの方に、席に座った状態で体を乗り出して、女子生徒Bの手を握っていたこと、女子生徒Bが「勉強しているから待つて」と言ったため、女子生徒Bの手を握ったまま、黙って待っていたこと、女子生徒Bは以前に交際していた相手であり、男子生徒Aが手を握ってくるのを嫌がっていなかったことを話し、授業中に女子生徒の手を握るなどの不適切な行為をしていたことを認めた。

そこで、午前10時45分頃、清水教諭と太田教諭は小会議室へ行き、■■■■君に対し、男子生徒Aに対して授業中に腹が立つことがあったのか尋ねたが、■■■■君が「それはない。ただ、ダメだろうと思うことがあった」というので、それが何かと聞くと、■■■■君は「男子生徒Aが授業中にしゃべっていること、授業中に立ち歩いていること、授業中に女子の手や足を触っていること、この三点について授業中にすべきでない行為をしていてダメだろうと思った」と応えた。そして、清水教諭が「そのことが男子生徒Aを殴った原因か」と尋ねると、■■■■君は「そうです」と応えた。これにより、男子生徒Aと■■■■君の供述の細かな部分が一致した。

そして、■■■■君は「中学の時から素行の悪い生徒とこういうことが何度かあった。またしてしまった」と応えた。清水教諭や太田教諭は「授業中にうるさくしているクラスメイトに静かにするよう注意することは良い

ことだ。しかし、そういう場合は口頭で注意をしたり、担任や教科担当者に相談等するべきであり、暴力で制止するべきではない。例えば、先生も酔っ払いが他人に迷惑をかけていても、自ら手は出さない、交番へ行って警察官に対応してもらうようにする、そういうことと同じことだ」などと指導した。そして、清水教諭は「そういう学校にしていけないといけない、殴るのは絶対にあかんことや」と指導した。

(6) こうして、ようやく■■■■君が男子生徒Aを殴った理由が分かったことから、清水教諭は■■■■君に対し、「振り返りシート」を書くように指示した。(本件高校では、生徒が問題行動を起こした場合は、事情聴取や指導を行った上で、甲3の「振り返りシート」の各項目を記載させて自分の問題行動を振り返らせるようにし、振り返りシートが完成すれば、それに基づいて「反省シート」に自分の言葉で反省文を書かせてさらに反省を促し徹底させていくという指導・対応を行っているものである。)また、太田教諭は■■■■君に対し、教員に何が聞きたいことがあるときやトイレ等に行く際には、一人で行かず、すぐ近くの1年次職員室に声をかけるようにということも指示してから、小会議室を退出した。(本件高校では、別室で指導中の生徒については、他の生徒がからかうなどして、心情を害されたり、反省の促進を妨げられたりしないように、トイレ等に行くときにも教員と一緒に付いて行き、保護することとしているものである。)

(7) 午前11時45分頃、三辻亮平教諭(1学年の生徒指導担当)が小会議室へ行き、反省文を書くための用紙を渡し、振り返りシートを書き終わったら、それに基づいて反省文を書くように指示した。

その後、太田教諭も小会議室へ行き、■■■■君の様子を見に行ったところ、振り返りシートがなかなか書けていない状況だった。太田教諭が■■■■君にどこが書きにくいのか尋ねたところ、■■■■君は「『自分は、これから何をどうしなければならぬと思いますか?』という質問項目が分からない」と応えた。太田教諭が振り返りシートを見ると、その質問項目の記載が、「同じような事を起こさないように・・・」で止まっていたので、太田教諭が「どうするか考えてみ?」と促すと、■■■■君は「人と関わらないようにする、ですかね?」と応え、さらに、「人と接しなければトラブルも起こらないじゃない

ですか」と言った。太田教諭が「男子生徒Aは同じクラスやし、これから体育祭や文化祭もあるんやで。人と接しないで、高校生活を送ることができるか？ そうじゃなくて、この部屋に呼ばれているのは何をしたからや？」と聞くと、■■■■君が「ビンタをしたこと」と応えたので、太田教諭が「そうやな、注意することは良いことやけど、ビンタ以外の方法はなかったか？」と導いたところ、■■■■君は「口で言う…、僕はダメですね…」と独り言のように言った。太田教諭は、■■■■君が今後どうすべきであるのかを理解したものと思い、「どうしたら良かったか、考えてみてみ」と言って退室した。

- (8) 午後0時30分頃、太田教諭は、■■■■君の振り返りシートが完成されていることを確認した。太田教諭が■■■■君に対し、昼食を持っているか確認したところ、■■■■君は「弁当を持参しているが、弁当が入っているかばんは1年2組の教室にある」と述べたので、太田教諭は、■■■■君のかばんを教室から持ってくることを告げた。また、太田教諭が「トイレは大丈夫か」と声をかけたが、■■■■君は「その必要はない」と応えた。そして、太田教諭は「弁当を食べて適当に休憩した後、振り返りシートに基づいて反省文を書くように」と指示し、退出した。

午後0時45分頃■■■■君の弁当の入ったかばんは、太田教諭の依頼に基づいて、芝田教諭が1年2組の教室からとってきて、小会議室へ届けられた。

- (9) その後、古井教諭（全学年の生徒指導を受け持つ生徒指導主事）が、■■■■君と男子生徒Aとのトラブルのことを聞き、清将君と話をしようと、小会議室へ行った。古井教諭は、■■■■君の授業を担当しておらず、初対面だった。

古井教諭が「なぜ男子生徒Aに対しビンタしたのか」と尋ねると、■■■■君は「うっとうしく感じた」と応え、古井教諭が「相手から嫌がらせなど受けたのか」と尋ねると、■■■■君は「そういうことは全くない」と応えたため、古井教諭が「それならなぜ手を出したのか。学校というところは安心して安全に勉強できる場所でないといけない。暴力を振るうということはしてはいけないことだ」と指導した。すると、■■■■君が「僕は学校にいない方が良いですね」と言ったため、古井教諭は「そうではない、ここで反省して将来のことを考えて変わっていけばよい」と指導した。ところが、■■■■君が「僕は、変わらないですよ」「15年間生きてきた実体験から、変わらないと思う」

「100%変わらないって思っている生徒に何を言っても伝わらない、無駄になるだけです」と言った。それに対して古井教諭は「そう思っていたら僕らは指導出来ない」「100%変わらないって思っている生徒に何を言っても伝わらない、無駄になるだけだろ?」「少しでもいいから変わろうとする気持ちを持たないといけない」と諭し、「過去にもこのようなことはあったのか?」と尋ねると、■■■■君が「ありました」と応えたので、古井教諭は「それなら、なおのこと今回で変わらないといけない、成長しないといけない」「変わるかどうか分からないが、変わろうとすることが大切だ」と指導した。そうすると、■■■■君は「そのことは理解できる」と述べた。

古井教諭は、このようにして■■■■君と約20分程度話をし、午後1時15分頃、■■■■君に昼食をとるように言って、小会議室を退出した。

(なお、男子生徒Aの方は、食堂で昼食を買って食べるということだったので、生徒の昼休みが終わった後、男子生徒Aは清水教諭が付き添って食堂へ行き、昼食を買い、同窓会室へ戻って食べた。)

(10) その後 ■■■■君が弁当を食べ終わった後)、清水教諭が小会議室へ行き、■■■■君の様子を見に行くと、反省文に、■■■■君が何かを書いた後に強くそれを消している跡があるのを見て、■■■■君が何かこだわりを持っているような印象を受けたため、■■■■君に対し「反省文に書く内容には正解というものが無いので、どんな書き方をしても良い、自分の思うように記載すれば良い」と助言し、退出した。

(11) 午後2時頃、古井教諭が小会議室へ行き、■■■■君の様子を見に行くと、■■■■君は机に伏せて寝ていた。そのため、古井教諭が■■■■君に対し「寝てたらあかんやろ、早く反省文を書きなさい」と声をかけ、再度、上記(9)と同じような話をしたところ、■■■■君は「なんでそんなに僕に期待をするのか」「僕なら(このような生徒は)切り捨てますよ」と否定的な発言をした。これに対し、古井教諭は「俺は切り捨てたりしない」「反省して変わって行けば良い」「しっかり考えてほしい」と励まし、反省文を書くように促して退出した。

(12) 午後2時30分頃から午後4時頃まで■■■■君は反省文を書いていた。

(他方、男子生徒Aは、6時間目の途中までに、振り返りシートと反省文を

書き終えたので、古井教諭は男子生徒Aに対し、今後の予定について担任（太田教諭）を通じて保護者に対し連絡があるので家に居るようにと指示した。併せて「太田先生からも伝えるけど、自分の口で今日学校であったことを伝えるんやで」と伝え、同窓会室からそのまま自宅へ帰宅させた。）

(13) 午後4時頃、太田教諭が小会議室へ行き、■■■■君の様子を見に行き、古井教諭から聞いた■■■■君の「自分が変われるとは思わない」との発言について確認したところ、■■■■君がそう発言したことを肯定したため、太田教諭は「自分が変わる変わらないは結果であり、変わる努力をしようとする必要があるのだ」と指導した。■■■■君は考えていたが、「まったく違う件なのですが、トイレに行ってもいいですか？」と言ったので、太田教諭は補導委員会へ出席する必要があることから、三辻教諭に依頼し、三辻教諭がトイレに付き添った。三辻教諭はトイレから戻ってきってから、小会議室で、■■■■君に対し、反省文に書くべき9項目を箇条書きにしたメモを渡し、それに基づいて反省文の書き方について説明をし、小会議室を退出した。

(14) ■■■■君が反省文を書いていた最中の午後4時頃から、補導委員会が行われ、太田教諭、清水教諭、古井教諭ら13名の教員が出席して、■■■■君及び男子生徒Aからの聞き取り内容を説明し、今後の指導内容について協議を行った。

(15) 午後4時20分頃、小野恵知子教諭（1学年の学年主任）が小会議室へ行き、■■■■君の様子を見に行った。小野教諭は、太田教諭らが補導委員会へ出席するというので、■■■■君の様子を見に行くよう依頼されたことから、■■■■君の様子を見に行ったものである。小野教諭は、■■■■君の授業を担当しておらず、■■■■君と初対面だった。

小野教諭は■■■■君に対し、食事はとれたか、喉は乾いていないか、トイレに行かなくてよいか確認した。■■■■君は、弁当を食べた、喉は乾いていない、トイレに行く必要もないと応えた。

小野教諭が「男子生徒Aから何かされたのか、男子生徒Aに対する不満等があるのか」と尋ねると、■■■■君はいずれも「特にない」と応えた。小野教諭が「男子生徒Aをなぜ叩いたのか」と尋ねると、■■■■君は「そのときはむかついて、頭が真っ白になって、よく覚えていません」と応え、小野教諭が

「これまでもそのようなことはあったのか」と尋ねると、■■■■君は「はい、中学でもありました」と応えた。そして、■■■■君が「僕はもうきっと停学になって学校には戻れないかもしれませんね」と否定的なことを言ったので、小野教諭は「そんなことはないよ、今回の指導を受けたら戻れるよ」と励ました。■■■■君が「自分の思いを文章にするのが苦手で、反省文がうまく書けません」と言うので、小野教諭は、机に置かれていた三辻教諭が用意した一般的な反省文の書き方・項目について記載されたメモを一緒に見ながら、そこに記載された項目のうち書きにくいものがあるか尋ねると、■■■■君は「⑥番（やってしまったときの気持ち）と⑧番（これからどうしたらよいか）が書けません」と言った。小野教諭が「君は、自分がやったことがいけないことだとは思っているの？」と尋ねると、■■■■君は「はい、それはわかります」と応えた。そこで、小野教諭が、「自分のやったことを振り返って素直に反省文を書けばよいのであり、反省文は長い文章じゃなくてもいいよ、原稿用紙2枚書けなくても、1枚でもいいよ」などと話すと、■■■■君は「はい、わかりました」と言って反省文を書き始めた。小野教諭が「目の前に私がいると書きにくい？」と言うと、■■■■君が「はい」と答えたので、小野教諭は「じゃあ、外に出るね」と言って小会議室を退出した。そのとき、■■■■君は「ありがとうございました」と言っていた。

(16) 太田教諭は、古井教諭らと、■■■■君を帰宅させようという話をしていた。また小野教諭からも■■■■君とのやりとりを聞いた。

午後5時頃、太田教諭が小会議室へ行き、■■■■君の様子を見に行くと、■■■■君の反省文は2、3行書いたところで止まっていた。■■■■君が三辻教諭に書いてもらったメモを見ていたので、太田教諭が、本件について反省していることと、突発的に行動してしまうところを変えたいという■■■■君の意思を確認し、「そのアドバイスどおりに書かなくてもいいぞ、時系列も前後してもいいし、漢字も分からなければひらがなで良いし、うまく書く必要はないんやで。自分の反省した気持ちと、変わりたい気持ちを素直に書いたらいいねんで」と言うと、■■■■君が「分かりました、でも、少しは（三辻教諭のメモを）参考にします」と言って反省文を書こうとした。そのため太田教諭は、■■■■君への指導が長時間になっていたこともあり■■■■君を帰宅させようと思

っていたものの、■■■■君が前向きな発言をし、反省文を書こうとしていたことから、もう少し反省文を書く時間を与えた方が良いと思い、「また後で来る」と言って小会議室を退室した。

- (17) 午後5時40分頃、太田教諭が■■■■君の書いていた反省文の状況を確認したところ、まだ完成はしていなかったものの、続きは土曜日・日曜日を使って自宅で書くことができると判断し、太田教諭が「月曜までに家で書いてくれるか?」と尋ねると、■■■■君が「はい」と応えたため、家に帰すことにした。

太田教諭は「これからの動きは、今日家に電話してお母さんに伝えます。お母さんにも後日学校に来てもらわないといけなくなるかもしれないから、先生からも伝えるけど、自分の口で今日学校であったことと、反省していることと、変わろうと思うことを伝えるんやで」と指導した。そのとき■■■■君の表情が少し曇ったように見えたので、太田教諭は「■■■■君がアカンかったと思うことを変わろうとして、成長したら、お母さんも協力してくれるから」と言った。すると、■■■■君が「でも、それはきれいごとですよ、(お母さんにとって)迷惑以外の何物でもないですよ」と発言したので、太田教諭は「それは違うぞ。これから■■■■君が、変わるか変わられへんかじゃなく、変わろうとしたらそれは成長やし、お母さんにとって迷惑じゃなくなるよ。自信がなかったとしても変わろうと考えられるだけで成長やから、まずそこを目指そう」と言ったところ、■■■■君の表情は和らいだ。

太田教諭が「もう時間も時間やし、帰ろか?」と言うと、■■■■君が「教室に体操服などを置いているので、取りに行ってもいいですか?」と聞いてきたので、太田教諭は「分かった、じゃ、一緒に教室まで行こか」と言って、二人で1年2組の教室に荷物を取りに行った。

その後、■■■■君が荷物を取って教室を出るとき、太田教諭は「じゃ、月曜日に反省文を書いて持っておいでや、この後の指示は家に電話でするから」と言い、「気をつけて帰りや」と声をかけた。それに対し■■■■君は「さようなら」と言い、太田教諭も「さようなら」と返した。

こうして、■■■■君は一人で下校した。このとき、■■■■君は元気な様子を見せていたことなど、■■■■君を一人で帰宅させてはならないような状況などは

全く認められなかった。

(18) 本件高校の補導委員会は、■■■■君及び男子生徒Aの一致する供述内容に基づいて協議した結果、本件高校の所定の基準をふまえ、■■■■君に対する懲戒処分の原案として停学処分5日間を決定した。(所定の基準では、他の生徒に暴力を振るった場合は停学処分3日間を原則としているが、■■■■君については、授業中に男子生徒Aを殴り授業を中断させ妨げていることから、停学処分5日間とする原案が決定されたものである。また、男子生徒Aに対しても同様の理由で懲戒処分の原案として停学処分5日間を決定した。)そして、■■■■君に対する懲戒処分の最終決定とその通知は、後日、■■■■君から反省文が提出されてから、校長が行う予定となっていた。

(19) 太田教諭は、本件について■■■■君の母親である原告■■■■に連絡を入れるため、予め聞いていた原告■■■■の職場での休憩時刻を見計らって午後7時過ぎに、携帯電話に電話をかけたが、連絡が取れなかった。太田教諭は、さらに続けて原告■■■■の自宅にも電話をかけたが、それも連絡がとれなかった。太田教諭は、連絡表に自宅は「21:00以降」との記載があったので、午後9時以降にあらためて原告■■■■の自宅に電話連絡をすることにした。

ところが、午後7時42分に住吉警察から本件高校へ、本件高校の生徒らしき人物が被害者であるという列車人身事故の連絡が入った。さらに、午後8時29分に住吉警察から本件高校へ■■■■君の死亡について連絡が入った。■■■■君は午後6時28分頃に本件高校の帰宅途中に、南海高野線の住吉東4号踏切で、列車にはねられて死亡したということだった。本件高校では、関係教員に連絡をとって学校に招集し、情報収集等を行ったが、■■■■君がなぜそのような行為に及んだのか全く理由が分からなかった。

午後8時42分に太田教諭が状況確認のために住吉警察署に電話をすると、■■■■君のことについて教えてほしいと言われたので、一旦電話を切り、資料を用意し、午後8時43分に再度、太田教諭から住吉警察署に電話をした。警察からは■■■■君の日頃の様子や本日の学校での出来事について質問があったので説明を行った。

翌平成27年5月16日、午前10時頃、■■■■君の叔父から本件高校へ説明を求める電話連絡があり、午前11時頃、武田校長、太田教諭、小野教諭

が原告■■■■宅を訪問し、前日に■■■■君が起こした問題について説明した。

その後住吉警察からの情報提供では、警察が■■■■君の通学路に設置されている防犯カメラの画像を全てチェックしたが、■■■■君はごくふつうに帰宅しており、何ら異常を示すような様子は見受けられず、むしろ機嫌よく帰宅しているというふうに認められる状況であったとのことである。

2 本件高校の教員の■■■■君に対する対応に違法はないことについて

(1) 原告らは、本件高校の教員の■■■■君に対する対応において、①怪我の可能性があるのでに救護しなかったこと、②8時間近く監禁したこと、③弁解反論の機会を与えず事情聴取もろくにしないまま停学5日間の処分を決めたこと、④清将君に対する処分がさも無期停学であるかのように伝えたこと、⑤動揺し自暴自棄になっている■■■■君を一人で下校させたことの点について違法がある旨主張する（訴状31頁）。

(2) 上記①について

前記1(3)で説明したとおり、平成27年5月15日の2時間目に起こった出来事は、■■■■君が男子生徒Aの頭部を軽くたたき、2回にわたり男子生徒Aの襟をつかんで引っ張って自席に座らせようとし、男子生徒Aの左頬を強くビンタしたのに対し、男子生徒Aが■■■■君の左頬をビンタし返し、清将君の胸元をつかんで引き寄せたとき、■■■■君が椅子からずり落ちて床に尻もちをついたものであり、男子生徒Aが■■■■君を押した事実はない。

しかも、■■■■君は、顔から出血等が生じることもなく、ごくふつうに椅子に座るなどもしており、客観的な異変も全く認められなかったものである。

また、■■■■君はごくふつうの健常な高校生であり、自己の身体に痛みや異変があれば、そのことを教員に告げることができる能力等も有していたものであり、上記トラブル発生後に太田教諭らから事情聴取や指導等を受ける中で、顔や尻などの痛みなどを訴えることもなかったものである。

したがって、■■■■君が怪我をしていた可能性は客観的に認められず、また、太田教諭らが特に具体的な救護行為に出なかったとしても、何らの注意義務違反等があるとは評し得ないものであり、違法行為はないものである。

したがって、原告らの上記①の主張には理由がないものである。

(3) 上記②について

前記1で説明したとおり、太田教諭らは、男子生徒Aとのトラブルの発生後に■■■■君を小会議室へ移し、午前10時10分頃から午後6時前頃まで事情聴取及び指導等を行っていたものである。

しかし、■■■■君は、本件当日に男子生徒Aが特に騒ぐなどしておらず、また男子生徒Aが手を握っていた女子生徒Bもそれを嫌がるなどしていなかったにもかかわらず、男子生徒Aが本件当日以前に授業中にやかましかったことなどからうっとうしく感じ、むかつくなどもして、ビンタするなど暴力を振るっており、自らもそれを認めていたのであるから■■■■君から突然ビンタするなどされた男子生徒Aは怒って■■■■君にビンタをし返しているものであるが、経過からみれば、■■■■君の「一方的な暴力事案」と評してもよいものである)、太田教諭らとしては、■■■■君に対しそれに関する事情聴取や指導を行い、本件高校で問題行動をした生徒に対し一般に行っている振り返りシートや反省文の作成をさせ、反省等を促していく必要と責務があったものである。

その事情聴取や指導等を行うにあたっては、■■■■君を教室とは別の部屋で一人にさせ、静かな落ち着いた環境を与えて、事情聴取や指導等を行う必要もあったものであり、そのようなことは、ごく一般に行われていることでもある。■■■■君に利用した「小会議室」も(また男子生徒Aに利用した「同窓会室」も)、これまでに問題行動をした生徒から事情聴取や指導等を行うのに一般に利用してきた部屋である。

そして、太田教諭らによる■■■■君からの事情聴取及び指導等は、前記1(4)～(17)の経過・状況だったものであり、たしかに費やした時間は長くはなっているが、それは、当初■■■■君が男子生徒Aを殴るなどした理由がなかなか明確にならなかったことや、その理由が明確になってからも、■■■■君による振り返りシートや反省文の作成がなかなか進まなかったこと、また、太田教諭らが午後5時には■■■■君を下校・帰宅させようとしたところ、前記1(16)のとおり、そのときには■■■■君が太田教諭の指導に対し極めて前向きな姿勢を示し、反省文を書こうとしていて、太田教諭としてはもう少し反省文を書くことを継続した方が良くと考える状況があったことなどによるものであつ

て、不必要・不合理に長時間にわたったものではなかったものである。(なお、一般の生徒は、本件当日は6時間目の授業のあと学年集会を行っているので、下校時刻はそれらが終了した後の午後4時頃だったものであり、また、部活動などのため、より遅い時刻に下校している生徒も多くいたものである。)

また、その事情聴取及び指導等の経過においては、■■■■君が自ら、自分の方から一方的に男子生徒Aにビンタするなどの暴力を振るったことを認めていたものであり、太田教諭らは■■■■君に対し、自ら自己のした行為を振り返り反省させるように対応・指導していたものであるから、太田教諭が■■■■君に対し何かを押し付けたり、強制的な行為などは一切していなかったものである。

また、太田教諭らは、事情聴取及び指導等の途中に、■■■■君に昼食をきちんと食べさせ、トイレに行く必要の有無やのどの渴きの有無などについても適宜確認するなどしていたものであるし、前記1(13)のとおり、■■■■君が自らトイレに行くことなどを希望すれば、当然にそれを認めてもいたものである。

したがって、太田教諭らは■■■■君に対し適切に事情聴取及び指導等を行っていたものであって、注意義務違反や違法行為などはなく、ましてや「監禁」などというような状態は一切ないのであって、原告らの上記②の主張にも理由はないものである。

(4) 上記③について

生徒に対する懲戒処分は校長が決定すべきものであるが(学校教育法11条、同法施行規則26条2項)、本件において校長は■■■■君の懲戒処分をまだ決定しておらず、その通知もしていなかったものであり、本件当日の補導委員会は、あくまで校長に供する■■■■君の懲戒処分の「原案」を決めたものにすぎなかったものである。

また、前記1(4)～(17)で説明したとおり、■■■■君は、事情聴取の当初から、自ら、男子生徒Aに対し最初にビンタするなどの暴力を振るったものであることを認めており、太田教諭や清水教諭が清将君と男子生徒Aとに交互に事情聴取を行うなどする中で、■■■■君がそのようにビンタ等をするに至った理

由も明らかになっていったものであり、そのうえでそのことをふまえて■■■■君に振り返りシートや反省文を書かせて、反省を促していこうとしていたものであるから、太田教諭らが■■■■君に弁解反論の機会を与えなかったとか、事情聴取をろくにしなかったなどといわれるような状況ではなかったものである。

また、本件高校では生徒の暴力事案には停学処分3日間とすることを基準としているが、■■■■君は男子生徒Aに対し授業中に暴力を振るい、授業の中断・妨害をするなどもしているものであるから、補導委員会は停学処分5日間との処分原案を提示していたものであり、その判断も妥当・合理的なものである。

なお、補導委員会は、■■■■君が反省文を提出する前に処分原案を決定しているが、■■■■君が男子生徒Aに対し授業中にビンタするなどの暴力を振るったことは■■■■君と男子生徒Aにおいて一致した供述内容だったものであり、■■■■君の行った問題行動を把握していたものであるし、事情聴取及び指導等の経過において■■■■君による振り返りシートや反省文の作成がなかなか進まなかった状況等もふまえれば、■■■■君の自己認識の状況、反省状況、規範意識の状況・程度等も一定把握できていたものであつて、処分原案を十分に協議・決定できる状況だったものである。

したがって、補導委員会の判断等も何ら不当・不合理なところはないものであり、原告らの上記③の主張に理由はないものである。

(5) 上記④について

前記1(15)で説明したとおり、■■■■君と小野教諭とのやりとりにおいて、■■■■君が「僕はもうきっと停学になって学校には戻れないかもしれませんね」と否定的なことを言い、小野教諭が「そんなことはないよ、今回の指導を受けたら戻れるよ」と言ったというやりとりの状況があったものである。

このやりとりにおいては、■■■■君が自ら「停学」ということを言い出したが、小野教諭は停学処分を前提として受け答えをしているのでは無く、何らかの指導を経て教室に戻れるという意味で発言している。(当然のことながら「無期」停学を前提とするようなやりとりにはなっていない。)

小野教諭は、懲戒処分やその重さなどに話の重きは全く置いておらず、■■■■

君が本件の自己の行為について指導を受け反省をすればよいだけで、何ら学校生活等に支障はないことを伝えようとしていたものであり、小野教諭の指導等は全く不当・不合理なところはないものである。

したがって、原告らの上記④の主張には理由がないものである。

(6) 上記⑤について

前記1(17)で説明したとおり、太田教諭が「これからの動きは、今日家に電話してお母さんに伝えます。お母さんにも後日学校に来てもらわないといけなくなるかもしれないから、先生からも伝えるけど、自分の口で今日学校であったことと、反省していることと、変わろうと思うことを伝えるんやで」と指導すると、■■■■君の表情が少し曇ったように見えた状況はあったものである。

しかし、太田教諭は、■■■■君が衝動的に他の生徒に手を出すようなところを反省して変わろうとすれば■■■■君の母親も理解してくれるものであることを明確に指導しており、それによって、■■■■君も表情を和らげ、理解を示していたものである。

そして、■■■■君は、1年2組の教室に体操服などの荷物を取りに行ってから帰宅しており、翌週月曜日以降の学校生活に備えようとするような態度も示していた。

また、■■■■君は、太田教諭と別れるとき、ごくふつうに挨拶も交わしており、そのとき特に落胆するなど精神的な異変を示すような状況も皆無だったものである。

そして、■■■■君は、本件当日の事情聴取及び指導等の経過においても、太田教諭や小野教諭に対して振り返りシートや反省文がなかなかうまく書けないことを話し、指導を受けるなどしながらも、自ら振り返りシートを仕上げ、前向きに反省文の作成に取り組むなどしようとしていたものであり、全く動揺したり自暴自棄になったりしている状況もなかったものである。

そのような中で、■■■■君が下校するときにも、特段■■■■君の母親に連絡をとったり迎えにきてもらったりすべきような状況も認められなかったものである。

したがって、太田教諭が■■■■君を一人で下校させたことに何ら注意義務違

反等は認められないものであり、原告らの上記主張⑤に理由はないものである。

(7) 以上により、原告らの主張はいずれも理由がないものであり、原告らの請求は直ちに棄却されるべきものである。

以 上